

諮問番号：諮問第315号

答申番号：答申第315号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る保護費返還・徴収決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）には返還金額及び徴収金額1,667,400円しか記載されておらず、約1年半の毎月の生活保護費（以下「保護費」という。）を除いても400,000円近くの上乗せがあったので、処分庁の担当ケースワーカー（以下「CW」という。）に本件処分通知書の詳細の送付を求める電話をした。

これに対し、CWからは個人情報なので教えることができないとの回答があった。

- (2) 後日、本件処分通知書の詳細の記載がない、医療費の合計金額が396,230円であることを示す書面が送付されたが、医療費1回に要した費用が異常に高額であったので、再度、CWにその詳細の教示を求める旨の電話をした。

これに対し、別のCWから120人近い生活保護（以下「保護」という。）受給者の相手をしなければならないのでこれ以上電話で話す時間がないと言われ、電話を切られた。

- (3) そこで、医療費について各病院に電話で確認したところ、本来、保護受給者は返還義務がないので10割負担となっているとの説明を受け、このことを初めて知った次第である。そして、再々度、電話で10割負担での返還・徴収金額になっているのか尋ねたところ、そうである旨の回答があった。

- (4) 保護打切りに関しても、C Wが家庭訪問の際に、毎回しつこく威圧的に審査請求人が保有するマンション（以下「本件マンション」という。）の売却を迫り、親に連絡するからと強制的にサインさせられ、親もその連絡で病んでしまい、自分自身も怖くなり、本件マンションを手放したものである。

まだ仕事ができる状況でない中、本件マンションを手放し、資産が減少する一方で、医療費10割負担での返還義務の説明はこれまで一度もないまま、紙切れ1枚の本件処分通知書だけ届き、本件マンションの売却後からは分からない事、困り事の電話にも一切応じず、体調も悪化している。

このような状況にある中、1,667,400円の医療費10割負担での保護費の返還・徴収に納得できない。

- (5) C Wは、度重なる事実と異なる説明、自分自身が言ったことや送付すると言った書類の送付を忘れるなどの多くのミスや過ちがあったので、一切信用できない。

また、本件マンションの売却を前提として保護を受給していたが、取立て屋のような手法で何度も脅すようなやり方がC Wとしてのやり方なのか。そのようなやり方では信用は一切できないし、書面の内容も相手に誤解させるような書き方で、今まで言い訳しかなかったので、医療費10割負担での説明も書面による記録でなく、録音による会話の記録の開示を求める。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分の法第63条の規定による費用返還処分の決定に当たっては、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、法第63条の適用に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

- (1) 返還対象決定額及び返還対象期間（資力の発生時点）について

ア 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産

の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高等裁判所令和元年7月25日判決参照）。

そこで、返還額の決定に係る判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討すると、処分庁は、本件処分を行うに当たって、適切に本件マンシヨンの処分による収入（以下「本件収入」という。）の収入認定の可否の検討を行った上で、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のエの(イ)の定めにより本件収入のうち、8,000円を超える額を収入として認定し、世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられた額（以下「自立更生費」という。）を控除して返還額を決定しており、その算定方法に誤り等は認められない。

そのほか、返還額の決定に当たって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

イ 医療扶助費の返還について

審査請求人は、医療費10割負担による保護費の返還・徴収に納得できない旨主張している。

しかし、処分庁は、審査請求人に対し、本件収入を受領した場合、医療費10割を含む支給済みの保護費に相当する金額について、法第63条の規定による費用返還義務（以下単に「費用返還義務」という。）が発生する場合がある旨説明したことが認められる。

また、法第63条の「金額の範囲内」については、現物給付の場合は、これを金銭に換算して返還するものであると解されており（小山進次郎「改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」650頁（全国社会福祉協議会、平成16年））、法第63条返還の対象となる「その受けた保護金品に相当する金額」の範囲内には、生活扶助、住宅扶助等のように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助

等のような現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して費用返還の対象額を算出するものと解される。

さらに、生活保護制度は、保護の補足性の原則を規定した法第4条において、その利用し得る資産等をその最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、急迫の場合や資力のあるものの直ちに活用できない事情がある場合に適用され得るもので、資力があることを確定した際は、当該資力の発生時期に遡って法第63条の規定により費用返還を求めるものである。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

(2) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、C Wの対応等に対する不満を主張しているが、これらの主張は、本件処分の違法性又は不当性の判断を左右するものではないことから、当該主張は採用することができない。

(3) その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和8年3月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年6月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の争点は、法第63条の適用に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

(1) 返還対象決定額及び返還対象期間（資力の発生時点）について

法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還

額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

そこで、返還額の決定に係る判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討すると、処分庁は、本件処分を行うに当たって、問答集問13-6により、資力の発生時点を審査請求人の本件マンションの保有を否認した令和5年6月8日としたことが認められる。そして、適切に本件収入の収入認定の可否の検討を行った上で、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)の定めにより支給済の保護費から、8,000円と、自立更生費を控除して返還額を決定しており、その算定方法に誤り等は認められない。

そのほか、返還額の決定に当たって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

(2) 医療扶助費の返還について

審査請求人は、医療費10割負担による保護費の返還・徴収に納得できない旨主張している。

しかし、処分庁は、審査請求人に対し、本件収入を受領した場合、医療費10割を含む支給済みの保護費に相当する金額について、費用返還義務が発生する場合がある旨説明したことが認められる。

また、法第63条返還の対象となる「その受けた保護金品に相当する金額」の範囲内には、医療扶助等のような現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して費用返還の対象額を算出するものと解される。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

2 審査請求人は、CWの対応等に対する不満を主張しているが、これらの主張は、本件処分の違法性又は不当性の判断を左右するものではないことから、当該主張は採用することができない。

3 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼

をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

4 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委 員 大 脇 成 昭

委 員 平 岩 みゆき

委 員 吉 岡 秀 樹